随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年9月11日	
契 約 件 名	中型電磁石電源保守点検　一式	
契 約 金 額	7,858,400円	
契 約 の 相 手 方	京都府京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地 ニチコン(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 ℡ 029－864－5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	SuperKEKB加速器を構成する常電導電磁石は大型電磁石電源29台、中型電磁石電源431台、小型電磁石電源1,800台以上からなる各電磁石電源で励磁される。Phase3以降の運転では、ビーム同士の衝突を如何に安定に継続するかが課題であるため、各電磁石電源を適切に維持管理し、必要があれば改修を行い、安定に稼働させる必要がある。 特に中型電磁石電源は、ビームに集束力を与えてビームを安定に周回させる四極電磁石や、運動量の収差を補正する六極電磁石などを励磁する重要な役割を担っており、Phase3以降の運転で安定に稼働させるためには、定期的な保守点検が不可欠である。 本件は、この中型電磁石電源の保守点検作業に関するものである。	
随意契約の理由	本件対象の中型電磁石電源は、ニチコン株式会社によって設計、製作されたものであり、同社は本電源の設計資料及び試験データ等、詳細な資料を有している唯一の企業である。つまり、本電源の構造、機能、特性、安全設計等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術と設備及び信頼性を有する企業は、同社をおいて他にはない。また、同社が保守を行うことにより、製品への責任の一貫性を保つことができる。 以上の理由により、本件は、ニチコン株式会社を契約相手として選定し、随意契約とする。	